

○国立研究開発法人の評価に関する関連規程

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（評価等の指針の策定）

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項

及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出

するとともに、公表しなければならない。

- 4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

経済産業省国立研究開発法人審議会令

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

経済産業省国立研究開発法人審議会運営規程（平成27年4月10日制定）

（審議会の招集）

- 第1条 経済産業省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は会長が招集する。
- 2 会長は審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面（電子的方式によるものを含む。）を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

（利害関係がある場合の特例）

- 第2条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の事務及び事業の一部について密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）は、当該事務及び事業についての議決権を有しないものとする。

（会議への出席）

- 第3条 国立研究開発法人審議会令第六条第1項及び第2項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

（委員以外の者の出席）

- 第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。
- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

（緊急議案）

- 第5条 審議会は出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（審議会の公開）

- 第6条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(答申書等)

第7条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書を作成するものとする。

(部会の設置)

第8条 審議会は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第9条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第10条 第1条から第6条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項及び第2条中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」、第4条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(付託)

第11条 会長は、経済産業大臣若しくは関係各大臣の諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問に係る事案を部会に付託することができる。